

放置船舶等に対する措置のお知らせ

垂水区塩屋町地先の海岸は平成30年6月25日より「物件の放置を禁止する区域」（禁止区域は下図のとおり）に指定され、漁船を除く船舶（その関連物件を含む）を係留又は放置する行為は、海岸法違反となります。

現在放置されている物件については、すでに「お知らせ」を貼付けしていますので、この物件を所有、使用されている方は速やかな移動、撤去をお願いします。なお、平成30年7月31日までに撤去が行われない物件については、国土交通省において所定の措置を行います。

【問い合わせ】国土交通省 姫路河川国道事務所 河川管理第一課

☎ 079-282-8505 月～金（祝・祭日を除く） 8:30～17:15

国土交通省 姫路河川国道事務所 東播海岸出張所

☎ 078-911-6011 月～金（祝・祭日を除く） 8:30～17:15

船舶等の放置を禁止する区域（民有地を除く）

